○経済産業省告示第四十六号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十二条第二項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

本則に次の一項を加える。

4　平成二十七年度に係る納付金単価　一キロワット時当たり一・五八円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

○経済産業省告示第四十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

第四条第二項第一号の表北海道電力株式会社の項中「一一・四七円」を「一一・三九円」に改め、東北電力株式会社の項中「九・二五円」を「九・三二円」に改め、東京電力株式会社の項中「一一・七九円」を「一一・七〇円」に改め、中部電力株式会社の項中「一一・八二円」を「一一・九〇円」に改め、北陸電力株式会社の項中「七・〇八円」を「七・〇五円」に改め、関西電力株式会社の項中「一一〇・四八円」を「一一〇・四三円」に改め、中国電力株式会社の項中「七・九二円」を「八・一〇円」に改め、四国電力株式会社の項中「八・六七円」を「八・七九円」に改め、九州電力株式会社の項中「九・六五円」を「九・五二円」に改め、沖縄電力株式会社の項中「九・〇一円」を「九・二六円」に改め、同項第二号イ中「一一〇・五八円」を「一一〇・五七円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十七年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第四十八号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則」という。）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十七年度に係る経済産業大臣が定める量を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業大臣が定める量　二十九・九億キロワット時

○経済産業省告示第四十九号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第九条第一項の規定に基づき、フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項

第一　フロン類使用見通し

1　フロン類（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第２条第３項第４号に掲げる物質に限る。以下同じ。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する者をいう。以下同じ。）は、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の開発その他フロン類の使用の合理化（法第２条第６項に規定する使用の合理化をいう。以下同じ。）のために必要な措置を講じることにより、フロン類の製造業者等が製造等を行うフロン類のうち、国内向けに出荷する量に相当する量として、付録の算定式によって算出される量（トンで表した量をいう。以下「フロン類出荷相当量」という。）の低減に取り組むものとする。その際、フロン類の製造業者等は、法第12条第１項に基づく指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項（以下「指定製品の判断基準」という。）に基づく、指定製品に使用されているフロン類の環境影響度の低い物質への転換（以下「指定製品における転換」という。）の状況との整合性を踏まえて主務大臣が算定する、国内で使用されるフロン類の量に相当する量の将来見通し（フロン類の種類ごとに、将来使用が見込まれるフロン類の数量に、当該フロン類の地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第４条第４号から第22号に定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得られる数量を合算して得られる数量（トンで表した量をいう。以下「フロン類使用見通し」という。）が、平成32年度（2020年度）において、4340万トン、平成37年度（2025年度）において、3650万トンであることを踏まえて、製造等をするフロン類の量の低減に取り組むものとする（年度は、４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）。

2　主務大臣は、指定製品の判断基準の制定又は改廃その他の事情に著しい変動が生じた場合において、必要があると認めるときは、フロン類使用見通しを改定するものとする。

第二　フロン類使用合理化計画

1　フロン類の製造業者等は、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化を計画的に行うため、自らのフロン類の使用の合理化に関する計画（以下「フロン類使用合理化計画」という。）を策定するものとする。

2　フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

⑴　平成32年度（2020年度）におけるフロン類出荷相当量の削減目標（フロン類使用合理化計画を策定する年度において、新たにフロン類の製造等を開始した者にあっては、平成32年度（2020年度）におけるフロン類出荷相当量の制限目標）

⑵　フロン類代替物質の製造に必要な設備の整備及び技術の向上その他のフロン類の使用の合理化のための取組に関する事項

⑶　フロン類の回収並びに再生及び破壊に係る取組に関する事項

3　2⑴のフロン類出荷相当量の削減目標又は制限目標の策定に当たっては、指定製品の判断基準に基づく、指定製品における転換その他のフロン類の使用の合理化の進展が見込まれることを踏まえ、国が策定するフロン類使用見通しを目安として、これに留意しつつ、フロン類の使用の合理化の進展に資するよう行うものとする。

4　主務大臣は、フロン類の製造業者等が2⑴により策定したフロン類出荷相当量の削減目標又は制限目標の合計値が当該年度におけるフロン類使用見通しの量を超えるものとならないよう、フロン類の製造及び輸出入の状況及びその他の事情を勘案して、フロン類の製造業者等に対して必要な情報の提供並びに法第10条に基づく指導及び助言を行うものとする。

5　フロン類の製造業者等は、フロン類使用合理化計画の実施の状況について、記録を行うものとする。